

# 令和4年度第1回 東京都北区自立支援協議会 議事要旨

## 1 日 時

令和4年8月16日（火）

## 2 議 事

- (1) 委員の委嘱及び紹介、会長・副会長の指名
- (2) 令和3年度専門部会活動報告及び令和4年度専門部会委員名簿等について
- (3) 北区障害者計画等の進捗状況について
- (4) 地域生活支援拠点等の整備状況について
- (5) 連絡事項

## 3 議事の状況

オミクロン株の影響による新型コロナウイルス感染症の急激な新規陽性者数の増加を踏まえ、感染拡大防止の観点から、書面開催として行われた。

- (1) 委員の委嘱及び紹介、会長・副会長の指名  
資料1の通り、今年度の委員が紹介され、委員には委嘱状が送付された。  
資料2に基づき、会長及び副会長が指名された。
- (2) 令和3年度専門部会活動報告及び令和4年度専門部会委員名簿等について  
資料3・4に基づき、書面による協議が行われた。
- (3) 北区障害者計画等の進捗状況について  
資料5、資料6及び資料7に基づき、書面による協議が行われた。
- (4) 地域生活支援拠点等の整備状況について  
資料8に基づき、書面による協議が行われた。
- (5) 連絡事項  
今後の開催予定について、書面により通知した。

## 4 議事の結果

委員から提出された意見とそれに対する回答は、別紙のとおり。

## 1. 令和3年度専門部会活動報告及び令和4年度専門部会委員名簿等について

No.	意見	区の考え方
1-1	各部会、書面開催等でごんばって活動したと思うが、今年度は具体的な案を作成できるような活動ができればと思います。	引き続きご理解、ご協力をお願いいたします。
1-2	就労支援部会の「働くこと・生活支援のニーズの変化」という意見が印象的でした。障害者雇用の広がりとともに雇用を促進すると同時に、生活支援を通じてどう継続していくか、という観点からの検討が必要。 相談支援部会の措置入院者の退院支援の動きに期待をしております。	雇用促進と生活支援については、ご意見を参考に、就労支援部会や就労支援センター北の取り組みを通じて、効果的な支援策を検討してまいります。 「措置入院者退院後支援」については、令和3年度から健康推進課が事業を開始しました。精神科病院等の関係機関と連携を図り、措置入院者が地域生活に円滑に移行できるよう、引き続き支援してまいります。
1-3	精神障害者対象のGHは、ショートステイの導入は難しいのでしょうか？精神障害のある方と、重度の知的障害のある方が、同じ空間でショートステイを利用する場合、知的障害のある方の大きな声や物音でストレスがかかってしまうケースが多く、精神障害者専用のショートステイの必要性を感じます。	北区障害者計画2021において、ショートステイ事業の充実をレベルアップ事業に位置付けており、精神障害者を対象とする短期入所事業所の整備を誘導してまいります。また、一部のGHで精神障害者を対象としたショートステイを実施しています。
1-4	今年度は、顔の見える形で、協議会や部会が開催できるとよいと思います。	新型コロナウイルス感染症の感染状況等を注視しつつ、極力、対面開催できるよう検討してまいります。
1-5	今年度は何とか顔を見合わせての部会を開催できると良いなと考えています。	
1-6	虐待報告について、施設職員からの件数が多いと感じます。その施設への行政指導はどのようなもので、その後の施設職員倫理学習報告や、再発予防などの状況報告は受けていますか？その改善がなければ、被害者は毎年出る可能性があります。また、2回以上通報があった施設は、地域で共有することはいかがでしょうか。	周知のとおり、令和4年度から障害福祉サービス事業所へ虐待防止委員会の設置が義務づけられました。また、北区においても障害者・高齢者虐待防止啓発講演会を開催しております。 虐待報告が区へなされた場合、当該事業所へ事実確認を行います。虐待行為が認められれば、事業所は再発防止策（研修等）を実施し、区へ改善状況報告書を提出し、報告を行うこととなっています。 ご意見については、参考にさせていただきます。

No.	意見	区の考え方
1-7	精神疾患の子供を高齢の家族が支援して現状も課題が大きいですが、その後の一人暮らしになった精神疾患の方への支援にも苦慮しています。北区は高齢者の単身者の割合も6割以上と多いですが、精神疾患の単身者への支援を北区の地域包括ケアシステムでどのように構築していくか、計画していく必要があります。	精神障害者の相談は、健康支援センター、障害相談係、支援センターきらきら、障害者基幹相談支援センター等が対応しています。「精神障害にも対応した地域包括支援システムの構築推進事業（にも包括）」の協議の場において、ご指摘の「精神疾患の単身者への支援」の課題について、関係機関で共有し支援体制の検討を行ってまいります。
1-8	グループホームや施設が北区には少ないと実感しています。早急な施設整備の計画が必要だと思います。	北区基本計画2020及び北区障害者計画2021では、障害のある人が安心して暮らせるグループホーム等の多様な生活の場の整備を目標に、社会福祉法人やNPO法人等による障害者グループホームの整備を誘導としています。北区基本計画2020においては、具体的なグループホーム整備目標数を定めており、概ね計画どおり整備できている状況ですが、引き続き整備誘導を進めてまいります。
1-9	新型コロナウイルス感染症拡大という災害時自宅療養者が増え、訪問看護ステーションが委託を受け対応しています。発達障害や精神疾患の単身者は安定した日常生活はどうかできていても、災害時は特別な対応も必要と実感しました。また、年々猛暑が厳しくなり生命に危険な状況ですが、知的障害の一人暮らしなどはクーラーなどがないなどの対応ができない事例もあります。障害者の暮らしで自宅療養の環境で継続できない場合早急に対処できる対策も必要です。	昨今の大規模地震や風水害、感染症等の状況を鑑み、災害時及び緊急時等における障害者への対策の推進が重要と認識しています。ご指摘の自宅療養中の障害者について、関係部署と連携し、適切な避難支援や安否確認を行える体制整備をはじめとした防災対策の向上を図ってまいります。
1-10	児童発達障害の中に、不登校で引きこもり、母親と子供だけでいきずまり、精神科医師から訪問看護に指示書発行されるケースも増えています。また、相談支援や医療以外の介護や福祉につながっていないケースが、虐待につながる可能性もあります。どこに相談したらよいか、市民への広報が必要かと思います。	発達障害児の相談については、健康支援センター、子ども家庭支援センター、教育総合相談センターなどが窓口になっています。また、虐待の疑いがある場合は、子ども家庭支援センターへつなぐなど、各専門職により支援を行っています。早期の相談対応につなげるための相談窓口の普及啓発の必要性について、機会を捉えて関係部署に情報提供いたします。

令和4年度第1回 東京都北区自立支援協議会における意見と回答について

2. 北区障害者計画等の進捗状況について

No.	意見	区の考え方
2-1	基幹相談支援センターの整備・運営が開始され、相談支援体制が強化されつつあるが、人材の確保と拡充、ピアカウンセラーの養成等が充分に行えるよう支援体制を強化することが重要だと感じる。	今後も基幹相談支援センターと連携し、相談支援体制の充実・強化に努めてまいります。また、今年度から障害者基幹相談支援センターでは身体障害者ピアサポーター養成講座を開始し、精神障害者のピアサポーター養成についても検討を始めています。
2-2	精神障害者の地域移行、地域定着の促進は重要であるが、地域で生活を行うためには周囲で支える体制の確立が欠かせないと考える。その為には、区と民間事業者、医療等の連携が不可欠であるため、体制の構築への取り組みに期待したい。また、アウトリーチでの支援は切実であり、積極的な体制強化のための取り組みを求めたい。	関係機関と連携し、身近な相談から専門的な相談まで、多様なニーズのある障害者の相談に的確に対応できるよう、「にも包括」協議の場において、アウトリーチ支援を含めた、支援体制づくりの検討を引き続き進めてまいります。
2-3	障害者福祉センターのライフアップクラブ（注：料理実習や創作活動などを行う交流活動）は、ペースも内容もゆったりと参加でき、とても良いと思っています。新規の方は、今受け入れていないとお聞きしたので、また新しい方の受け入れもして頂けることを期待しています。	ありがとうございます。引き続きご理解、ご協力をお願いいたします。
2-4	就労支援部会と致しましては、まずは就労支援の充実というところからも障害者就労支援フェアに力を入れていきたいと思えます。色々と課題等はあると思いますが、皆様と考えながら行ないたいと思っております。	
2-5	昨今猛暑や感染症の中、自分らしく生き生きと暮らすために、住み慣れた地域で安心して暮らすためにを目標に、各部署とても頑張っていると思えます。	

No.	意見	区の考え方
2-6	成果目標の達成状況の資料について、「充実」「促進」など、やや曖昧な表記があるように感じましたので、何がどう充実・促進したのか、具体的な表記をされるとよいと感じました。	ご意見をいただきましてありがとうございます。今後の取組を検討するうえで参考にさせていただきます。
2-7	学校現場にいと、放課後等デイサービスの充実（質や量）が必要と感じます。日中作業所や福祉園を利用している卒業生保護者からは、日中の福祉サービス利用後も、学齢期の放課後などデイのようなサービスが欲しいという意見が多いです。	
2-8	就労支援について、今年度より常時始まった在宅支援を活用すれば、支援の幅が広がると感じます。	
2-9	実績などを拝見しました。評価するためには、それぞれのサービス事業所数や支援者人数、行政担当窓口の支援体制などであるとありがたいです。北区のサービスを充実させるには事業所や支援者人数を具体的に計画し、行政支援がどのように必要か検討するとよいかと思いました。	ご意見をいただきましてありがとうございます。今後の取組を検討するうえで参考にさせていただきます。 なお、事業所数や支援者人数等については、北区障害者計画2021と一体的に策定している「第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」において数値目標を設定しています。
2-10	大規模水害を想定した避難行動支援計画について、今後防災課とも連携した事業の具体化に期待しています。	「安全・安心な暮らしの確保」のため、引き続き防災・危機管理課や地域福祉課等の関係部署と連携して、避難行動支援計画の事業の具体化を進めてまいります。なお、令和5年度から障害者の個別避難計画の作成に順次着手する予定です。
2-11	重症心身障害者通所事業を開所してしても、いまだ医ケアに対応できる設備が整っていない状況があります。24時間体制で医ケアが必要な方については、看護師が付き切りの対応となるため、看護職員の人材確保が課題です。	看護職員をはじめとした福祉人材の確保・定着のため、機会を捉えて、処遇改善のさらなる充実を国・東京都に要望するとともに、必要な支援について検討してまいります。

No.	意見	区の考え方
2-12	2-3-②障害者差別解消法の理解促進事業について、コロナに対応した形式での事業を検討していただけるとよいと思いました。	<p>障害者差別解消法普及啓発事業として、平成27年度からシンポジウム及び映画上映会を実施してまいりましたが、令和2年度から4年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染状況を鑑み、中止とさせていただきます。</p> <p>障害者差別解消法のさらなる理解促進に向け、より効果的な事業の内容及び実施方法等について検討してまいります。</p>

令和4年度第1回 東京都北区自立支援協議会における意見と回答について

3. 地域生活支援拠点等の整備状況について

No.	意見	区の考え方
3-1	北区で行う面的な体制整備により緊急時及び短期入所居室を利用して地域移行に向けた体験宿泊などの体験の場の整備がされたことはよかったが、一方で重度心身障害者等の入所施設の整備も喫緊の課題である。また、今後各機能の拡充も急がれており、事業者等の協力体制の確保・連携へ区として取り組みを継続し、拡充してほしい。	令和3年第3回区議会定例会において、「北区内に障害者入所施設を求める陳情」が採択されました。北区障害者計画2021に基づき、支援が必要な人のニーズを踏まえ、区内の社会福祉法人等による入所施設の整備誘導を検討してまいります。また、地域生活支援拠点等の機能の拡充に向けて、事業者の皆様との協力体制を確保できるよう、引き続き連携を進めてまいります。
3-2	何かあったときのために短期入所（ショートステイ）があって、緊急受け入れ対応ができていれば安心だと思います。	北区障害者計画2021において、ショートステイ事業の充実をレベルアップ事業に位置付けており、多様なニーズに対応した短期入所事業所の整備誘導を引き続き進めてまいります。
3-3	北区では地域生活支援拠点として「面的な体制整備」を考えているとのことでしたが、できれば「多機能拠点整備」が望ましいと考えます。区内に、多機能型施設ができれば移行する予定はあるのでしょうか。また、面的整備においても、24時間365日機能する緊急時の窓口を一つ作り、そこに連絡すれば全て整うような体制を作っていただきたいと考えます。	区では、すべての機能を集約した施設がない現状を踏まえ、複数の機関が分担して機能を担う体制の「面的整備型」による整備を目指すこととしております。また、24時間対応の緊急時窓口設置についてのご意見については、今後の拠点等の運用状況を検証・検討する際の参考にさせていただきます。
3-4	「体験の場」を利用された方がどれ位いらっしゃるか、活用の回数など知りたいです。親亡き後を考えたときに、とても貴重な機会だと感じています。ぜひ色々な人に活用してほしいです。	体験の場（体験宿泊）については、実施事業所（ららたきのがわ、飛鳥晴山苑）における実施件数は少ないと伺っています。事業所による体験宿泊事業の周知の取組とともに、区のホームページ掲載などによる広報についても検討させていただきます。また、体験宿泊を含めた地域生活支援拠点等の整備事業の内容や運用状況について、今後、区民への周知に努めてまいります。
3-5	今後、この取り組みをどのように周知していくか。	
3-6	面的整備を早く進めてほしい。	面的整備型は、地域における複数の機関が分担して機能を担う体制です。区が引き続き中心となって拠点等の整備を進めてまいりますので、事業所の皆さまにおかれましても主体的な協力をお願いいたします。

No.	意見	区の考え方
3-7	令和5年度末までの事業所、基幹連携による面的な体制整備の開始、また、飛鳥清山苑の対応に大いに期待します。「障害者のまちづくりなら北区が一番」につなげたいものです。	引き続きご理解、ご協力をお願いいたします。
3-8	緊急時の受け入れや、体験の場の提供時等、どのような流れで手続きを進めていくのか、詳細を確認したいです。	緊急時の受け入れ（緊急一時保護事業）については、相談支援事業者から申請を受けた区の障害相談係が、受入れ先事業所の調整を行います。また、体験宿泊については、利用者（相談支援事業者）が実施事業所（ららたきのがわ、飛鳥晴山苑）に直接申し込んでいただきます。
3-9	拠点等の機能と整備の考え方について、従来からの機関や事業・取組みをいかすには、ご提案のとおり、各機関の連携が大切だと思います。具体的にどのように連携をしていくのか、そこも気になりました。	自立支援協議会や各専門部会において、拠点等の体制充実に向けた具体的な連携方法について検討・情報共有を行ってまいります。
3-10	「ららたきのがわ」、「就労・生活支援センター飛鳥晴山苑」の人事体制などがわかると良いかと思えます。今後、拠点としてサービス充実するための体制充実が必要かと感じました。	自立支援協議会や各専門部会において、拠点等の体制充実に向けた具体的な連携方法について検討・情報共有を行ってまいります。 両事業所の人事体制の周知については、事業所と調整いたします。
3-11	整備完了に向け各所が連携を取り、有効的に活用出来る様になってほしいと思います。	自立支援協議会や各専門部会において、拠点等の体制充実に向けた具体的な連携方法について検討・情報共有を行ってまいります。
3-12	拠点等の整備について、障がい者が年々増えている状況で、その都度場当たり的対応にとどまっているように思えるので、もっと長期的なビジョンで対応すべきではなか？	区では国の指針に基づき、第6期北区障害福祉計画において、令和5年度末までに地域生活支援拠点等を確保することを目標に掲げておりますので、ご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。
3-13	整備が進み、活動が本格化することを期待しております。	引き続きご理解、ご協力をお願いいたします。
3-14	可能であれば、拠点等の事業運営者のお話をお聞きすることや、拠点等の見学の機会が頂けるとよいと思いました。	自立支援協議会において、地域生活拠点等の運営事業者からの説明聴取や施設見学の機会創出について検討してまいります。